

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）

改正案	現行
（補欠の役員の選任） 第十二条 （略） 2 法第六十三条第二項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければなら い。 一 （略） （削る） （削る） 二、四 （略） 3 （略） （理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人の業務の適正を確保するための体制） 第十三条 （略） 2・3 （略）	（補欠の役員の選任） 第十二条 （同上） 2 法第六十三条第二項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければなら い。 一 （同上） 二 当該候補者を補欠の外部理事（法第十三条第一項第二号 ロに規定する外部理事をいう。第十九条第二号ロにおいて同 じ。）として選任するときは、その旨 三 当該候補者を補欠の外部監事（法第一百五條第一項に規定 する外部監事をいう。）として選任するときは、その旨 四、六 （同上） 3 （同上） （理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人の業務の適正を確保するための体制） 第十三条 （同上） 2・3 （同上）

4 監事設置一般社団法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。 一・二 (略)	4 監事設置一般社団法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。 一・二 (同上)
三 監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	(新設)
四 (略)	三 (同上)
五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	(新設)
六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	(新設)
七 (略)	四 (同上)
(理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制)	(理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制)
第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。	第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。
一〇六 (略)	一〇六 (同上)
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	(新設)
八 (略)	七 (同上)
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不	(新設)

利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 (略)

(報酬等の額の算定方法)

第十九条 法第百十三条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) (略)

(2) 代表理事以外の理事であつて、次に掲げる者 四

(i) 理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii) 当該一般社団法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(iii) 当該一般社団法人の使用人

(新設)

八 (同上)

(報酬等の額の算定方法)

第十九条 法第百十三条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (同上)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (同上)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) (同上)

(2) 代表理事以外の理事（外部理事を除く。） 四

(3) 理事(1)及び(2)に掲げるものを除く。)、監事又は会計監査人 二一

第四款 事業報告

第三十四条（略）

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
い。

一
(略)

二 法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

3
(略)

(補欠の役員の選任に関する規定の準用)

第六十一条 第十二条の規定は、法第百七十七条において準用する法第六十三条第二項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、第十二条第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

(清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一・二 (略)

三 監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 (略)

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 (略)

(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制)

第六十七条 (略)

「と、同条第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

(清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制)

第六十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一・二 (同上)

(新設)

三 (同上)

(新設)

(新設)

四 (同上)

(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制)

第六十七条 (同上)

2 (略)	3 清算人会設置法人が、監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
一・二 (略)	3 清算人会設置法人が、監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
三 監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	一・二 (同上)
四 (略)	(新設)
五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	三 (同上)
六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	(新設)
七 (略)	(新設)
(計算書類に関する事項)	四 (同上)
第七十六条 法第二百四十八条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	(計算書類に関する事項)
一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（法第二百四十八条第二項第三号の一般社団法人等という。以下この条において同じ。）が法第二百二十八条第一項	第七十六条 法第二百四十八条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
	一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（法第二百四十八条第二項第三号の一般社団法人等という。以下この条において同じ。）が法第二百二十八条第一項

又は第二項（これらの規定を法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。） 次に掲げるもの

イ・ロ （略）

ハ 電子公告（法第三百三十一条第三号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により公告をしているときは、法第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第百二十八条第三項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる事項

三〇五 （略）

2 （略）

（計算書類に関する事項）

第七十九条 法第二百五十二条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対

又は第二項（これらの規定を法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。） 次に掲げるもの

イ・ロ （同上）

ハ 電子公告（法第三百三十一条第三号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により公告をしているときは、法第三百一条第二項第十七号イ又は第三百二条第二項第十五号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第百二十八条第三項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第三百一条第二項第十五号又は第三百二条第二項第十三号に掲げる事項

三〇五 （同上）

2 （同上）

（計算書類に関する事項）

第七十九条 法第二百五十二条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対

象法人（法第二百五十二条第二項第三号の一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）が法第二百二十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。） 次に掲げるもの

イ・ロ （略）

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第二百二十八条第三項（法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる事項

三〇五 （略）

2 （略）

（計算書類に関する事項）

第八十二条 法第二百五十八条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合

象法人（法第二百五十二条第二項第三号の一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）が法第二百二十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。） 次に掲げるもの

イ・ロ （同上）

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第三百一条第二項第十七号イ又は第三百二条第二項第十五号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第二百二十八条第三項（法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第三百一条第二項第十五号又は第三百二条第二項第十三号に掲げる事項

三〇五 （同上）

2 （同上）

（計算書類に関する事項）

第八十二条 法第二百五十八条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（法第二百五十八条第二項第三号の一般社団法人等という。以下この条において同じ。）が法第二百二十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。） 次に掲げるもの

イ・ロ （略）

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第百二十八条第三項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる事項

三〇五 （略）

2 （略）

第二節 登記

第八十七条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆

の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（法第二百五十八条第二項第三号の一般社団法人等という。以下この条において同じ。）が法第二百二十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。） 次に掲げるもの

イ・ロ （同上）

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第三百一条第二項第十七号イ又は第三百二条第二項第十五号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第百二十八条第三項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第三百一条第二項第十五号又は第三百二条第二項第十三号に掲げる事項

三〇五 （同上）

2 （同上）

第二節 登記

第八十七条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆

送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第三百一条第二項第十三号 法第二百二十八条第三項の規定による措置

二 法第三百一条第二項第十五号イ 一般社団法人が行う電子公告

三 法第三百二条第二項第十一号 法第九十九条において準用する法第二百二十八条第三項の規定による措置

四 法第三百二条第二項第十三号イ 一般財団法人が行う電子公告

2 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、当該各号に定める規定に掲げる事項であつて、決算公告（法第二百二十八条第一項（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

一 法第三百一条第二項第十五号 同号イ

送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第三百一条第二項第十五号 法第二百二十八条第三項の規定による措置

二 法第三百一条第二項第十七号イ 一般社団法人が行う電子公告

三 法第三百二条第二項第十三号 法第九十九条において準用する法第二百二十八条第三項の規定による措置

四 法第三百二条第二項第十五号イ 一般財団法人が行う電子公告

2 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、当該各号に定める規定に掲げる事項であつて、決算公告（法第二百二十八条第一項（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

一 法第三百一条第二項第十七号 同号イ

二 法第三百二条第二項第十三号 同号イ

二 法第三百二条第二項第十五号 同号イ